



記者発表資料



令和2年11月20日  
保健福祉局健康福祉部  
健康支援課  
電話 238-9922  
内線 97-2201

特定不妊治療費助成の所得制限を撤廃します！  
～国に先立ち、令和3年1月から開始～

千葉市では、特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）に要した費用の一部を所得制限の範囲内（730万円未満）の方に助成しています。

このたび、子を望む夫婦の経済的負担を軽減し、早期の治療開始を後押しするため、国に先立って所得制限を撤廃し、令和3年1月1日から所得にかかわらず、費用の一部を助成しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

治療費が高額な特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

国では、現在、公的医療保険適用を早急に実施する方針としており、それまでの間、所得制限の撤廃も含め、現在の助成制度を大幅に拡大する検討が行われております。

不妊治療は、早期の治療開始が重要ですが、国の制度化を待って治療を躊躇している人がいることも考えられ、子を望む夫婦の経済的負担を軽減し、早期の治療開始を後押しするため、国に先立って所得制限を撤廃します。

2 拡充内容

令和3年1月1日から、これまでの助成の対象要件であった「夫及び妻の前年の所得（1月1日から5月31日までの間に助成申請をする場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること」を撤廃します。

※令和3年1月1日現在で治療継続中、又は1月1日以降に治療開始するものが対象となります。

3 助成内容（変更なし）

特定不妊治療の内容等 (治療ステージ) (※1)	助成上限額		
	初回	2回目以降	市単独助成 2回目以降の治療 うちいずれか1回
治療B	30万円	15万円 (※2)	※2に加えて、15万円上乗せ
治療A、D、E	30万円	15万円 (※2)	※2に加えて、10万円上乗せ
治療C、F	7.5万円	7.5万円	—
男性不妊	30万円	15万円	—

※1 各治療ステージの説明

A：新鮮胚移植を実施

B：凍結胚移植を実施

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

#### 4 助成回数（変更なし）

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40～42歳	43歳以上
通算助成回数	43歳になるまで 通算6回まで	43歳になるまで 通算3回まで	助成対象外

※1 助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。

※2 上限回数に満たない場合でも、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の場合は、助成対象外となります。

#### 5 申請受付開始日

令和3年1月4日（月）

#### 6 周知方法

各区保健福祉センター健康課窓口及び特定不妊治療費助成事業の県内指定医療機関においてリーフレットを配布するほか、市政だより1月号及び市ホームページに掲載します。

#### 7 問い合わせ・申請先

各区保健福祉センター健康課

	電話番号	FAX 番号
中央区	221-2581	221-2590
花見川区	275-6295	275-6298
稲毛区	284-6493	284-6496
若葉区	233-8191	233-8198
緑区	292-2620	292-1804
美浜区	270-2213	270-2065